

川崎市保健所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○川崎市保健所条例 昭和23年10月1日条例第46号</p> <p>第1条 本市は、公衆衛生の向上及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定により、保健所を置く。</p> <p>第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 480 1066 619"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市保健所</td> <td>川崎市幸区堀川町580番地</td> <td>川崎市全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	川崎市保健所	川崎市幸区堀川町580番地	川崎市全域	<p>○川崎市保健所条例 昭和23年10月1日条例第46号</p> <p>第1条 本市は、公衆衛生の向上及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定により、保健所を置く。</p> <p>第2条 保健所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 480 2060 1173"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市川崎保健所</td> <td>川崎市川崎区東田町8番地</td> <td>川崎市川崎区役所の所管区域</td> </tr> <tr> <td>川崎市幸保健所</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1</td> <td>川崎市幸区役所の所管区域</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原保健所</td> <td>川崎市中原区小杉町3丁目245番地</td> <td>川崎市中原区役所の所管区域</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津保健所</td> <td>川崎市高津区下作延2丁目8番1号</td> <td>川崎市高津区役所の所管区域</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前保健所</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5</td> <td>川崎市宮前区役所の所管区域</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩保健所</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> <td>川崎市多摩区役所の所管区域</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生保健所</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号</td> <td>川崎市麻生区役所の所管区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	川崎市川崎保健所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域	川崎市幸保健所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域	川崎市中原保健所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域	川崎市高津保健所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域	川崎市宮前保健所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域	川崎市多摩保健所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域	川崎市麻生保健所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域
名称	位置	所管区域																													
川崎市保健所	川崎市幸区堀川町580番地	川崎市全域																													
名称	位置	所管区域																													
川崎市川崎保健所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域																													
川崎市幸保健所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域																													
川崎市中原保健所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域																													
川崎市高津保健所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域																													
川崎市宮前保健所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域																													
川崎市多摩保健所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域																													
川崎市麻生保健所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域																													
<p>2 川崎市保健所に支所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1262 1066 1444"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市保健所</td> <td>川崎市川崎区東田町8番地</td> <td>川崎市川崎区役所の所管区域</td> </tr> <tr> <td>川崎市支所</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目</td> <td>川崎市幸区役所の所管区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	川崎市保健所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域	川崎市支所	川崎市幸区戸手本町1丁目	川崎市幸区役所の所管区域	<p>(新設)</p>																					
名称	位置	所管区域																													
川崎市保健所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域																													
川崎市支所	川崎市幸区戸手本町1丁目	川崎市幸区役所の所管区域																													

改正後			改正前		
幸支所	目11番地1	域			
川崎市保健所 中原支所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管 区域			
川崎市保健所 高津支所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管 区域			
川崎市保健所 宮前支所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管 区域			
川崎市保健所 多摩支所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管 区域			
川崎市保健所 麻生支所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管 区域			
<p>第3条 市長は、保健所（支所を含む。以下同じ。）の所務を分掌させるため必要な課を置く。</p> <p>第4条 保健所の設備の使用又は保健所において行う業務については、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条に規定する範囲において使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料は、次項に定めるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表（以下「算定方法」という。）によって算定した額の8割を徴収する。ただし、算定方法によって算定した額が10円未満の端数を生じたときは、この端数を切り捨てる。</p> <p>3 第1項の使用料及び手数料のうち、次の各号に掲げるものにあつては、それぞれ当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) 使用料 歯科に係る薬物塗布 1歯1回につき 60円</p> <p>(2) 手数料 証明書 1件につき 300円</p>			<p>第3条 市長は、保健所の所務を分掌させるため必要な課を置く。</p> <p>第4条 保健所の設備の使用又は保健所において行う業務については、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条に規定する範囲において使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料は、別表に掲げるものを除き、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表（以下「算定方法」という。）によって算定した額の8割を徴収する。ただし、算定方法によって算定した額が10円未満の端数を生じたときは、この端数を切り捨てる。</p>		
<p>第5条 市長が、前条の使用料及び手数料を納付する資力がないと認める本</p>			<p>第5条 市長が、前条の使用料及び手数料を納付する資力がないと認める本</p>		

改正後	改正前																																																						
<p>市民及び特別の事由があると認められたものは、これを減免することができる。</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長がこれを定める。 (削る)</p>	<p>市民及び特別の事由があると認められたものは、これを減免することができる。</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長がこれを定める。 別表（第4条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" data-bbox="1169 352 2065 1369"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> <th>付記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X線間接撮影 1件</td> <td>230円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成人衛生検査 1件</td> <td>1,200円</td> <td>フィルム代を含む。</td> </tr> <tr> <td>心電図検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>眼底検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 眼底鏡によるもの</td> <td>440円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 眼底カメラによるもの</td> <td>550円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>腎機能検査</td> <td>170円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体検査 1件</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン皮内反応検査 1件</td> <td>120円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤血球沈降速度測定 1件</td> <td>80円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B. C. G接種 1件</td> <td>230円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1歯1回 薬物塗布</td> <td>60円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1顎 歯石除去</td> <td>320円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定により行う妊産婦の健康診断</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 手数料</p> <table border="1" data-bbox="1169 1417 2065 1453"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> <th>付記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	付記	X線間接撮影 1件	230円		成人衛生検査 1件	1,200円	フィルム代を含む。	心電図検査			眼底検査			(1) 眼底鏡によるもの	440円		(2) 眼底カメラによるもの	550円		腎機能検査	170円		身体検査 1件	200円		ツベルクリン皮内反応検査 1件	120円		赤血球沈降速度測定 1件	80円		B. C. G接種 1件	230円		歯科			1歯1回 薬物塗布	60円		1顎 歯石除去	320円		母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定により行う妊産婦の健康診断	無料		種別	金額	付記			
種別	金額	付記																																																					
X線間接撮影 1件	230円																																																						
成人衛生検査 1件	1,200円	フィルム代を含む。																																																					
心電図検査																																																							
眼底検査																																																							
(1) 眼底鏡によるもの	440円																																																						
(2) 眼底カメラによるもの	550円																																																						
腎機能検査	170円																																																						
身体検査 1件	200円																																																						
ツベルクリン皮内反応検査 1件	120円																																																						
赤血球沈降速度測定 1件	80円																																																						
B. C. G接種 1件	230円																																																						
歯科																																																							
1歯1回 薬物塗布	60円																																																						
1顎 歯石除去	320円																																																						
母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定により行う妊産婦の健康診断	無料																																																						
種別	金額	付記																																																					

改正後	改正前		
	診断書 1 件	700円	
	証明書 1 件	300円	

川崎市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市保健所運営協議会条例 昭和29年4月1日条例第6号 (設置)</p>	<p>○川崎市保健所運営協議会条例 昭和29年4月1日条例第6号 (設置)</p>
<p>第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、<u>川崎市保健所運営協議会</u>(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、<u>各保健所に保健所運営協議会</u>(以下「協議会」という。)を設置する。</p>
<p>(削る) (所掌事務)</p>	<p>(名称) 第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名を冠する。 (所掌事務)</p>
<p>第2条 協議会は、<u>本市の区域における地域保健及び川崎市保健所の運営に</u>関する事項を審議する。</p>	<p>第3条 協議会は、<u>その置かれた保健所の所管区域内の地域保健及び当該保</u>健所の運営に関する事項を審議する。</p>
<p>(組織) 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。</p>	<p>(組織) 第4条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。</p>
<p>2 委員は、関係行政機関、医療関係団体、社会福祉関係団体、学校、事業場等の代表者又は職員その他相当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (委員長及び副委員長)</p>	<p>2 委員は、関係行政機関、医療関係団体、社会福祉関係団体、学校、事業場等の代表者又は職員その他相当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (委員長及び副委員長)</p>
<p>第4条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。</p>	<p>第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。</p>
<p>2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員の任期)</p>	<p>2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員の任期)</p>
<p>第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>第6条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p>
<p>2 市長は、必要があると認めるときは、協議会の意見を聴いて、任期中であっても解任することができる。</p>	<p>2 市長は、必要があると認めるときは、協議会の意見を聴いて、任期中であっても解任することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第6条 協議会は、委員長が招集する。</p> <p>(定足数及び表決数)</p> <p>第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、委員長は、委員として表決に加わることができない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>川崎市保健所</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(招集)</p> <p>第7条 協議会は、委員長が招集する。</p> <p>(定足数及び表決数)</p> <p>第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、委員長は、委員として表決に加わることができない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>その置かれた保健所</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。</p>

川崎市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市感染症診査協議会条例 平成11年3月19日条例第12号</p>	<p>○川崎市感染症診査協議会条例 平成11年3月19日条例第12号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第2条 法第24条第1項の規定に基づき、川崎市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>第2条 法第24条第2項の規定に基づき、川崎市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>
<p>(組織等)</p>	<p>(組織等)</p>
<p>第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。</p>	<p>第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。</p>
<p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>3 委員は、再任されることができる。</p>	<p>3 委員は、再任されることができる。</p>
<p>(会長)</p>	<p>(会長)</p>
<p>第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。</p>	<p>第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。</p>
<p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p>	<p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p>
<p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。</p>
<p>2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p>	<p>2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p>
<p>3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p>	<p>3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(部会)</p>	<p>(部会)</p>
<p>第6条 協議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を</p>	<p>第6条 協議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を</p>

改正後		改正前	
調査審議する。		調査審議する。	
第1部会	法第24条第3項各号に掲げる事務（結核に係るものを除く。）に関する事。	第1部会	法第24条第3項各号に掲げる事務（結核に係るものを除く。）に関する事。
第2部会	法第24条第3項各号に掲げる事務（結核に係るものに限る。）に関する事。	第2部会	法第24条第3項各号に掲げる事務（結核に係るもの（法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担（以下「公費負担」という。）に係るものにあつては、同条第2項の規定により川崎市川崎保健所長又は川崎市幸保健所長を経由することとされる申請に係るものに限る。）に限る。）に関する事。
		第3部会	法第24条第3項各号に掲げる事務（結核に係るもの（公費負担に係るものにあつては、法第37条の2第2項の規定により川崎市中原保健所長、川崎市高津保健所長、川崎市宮前保健所長、川崎市多摩保健所長又は川崎市麻生保健所長を経由することとされる申請に係るものに限る。）に限る。）に関する事。
(削る)			
2	部会に属すべき委員は、会長が指名する。	2	部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3	部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。	3	部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
4	部会長は、部会の事務を掌理する。	4	部会長は、部会の事務を掌理する。
5	部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。	5	部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
6	部会については、前条及び次条の規定を準用する。	6	部会については、前条及び次条の規定を準用する。
(削る)		7	第2部会及び第3部会は、それぞれ毎月2回開催する。ただし、部会長が必要があると認めるときは、随時開催することができる。
7	協議会は、第1項の表右欄に掲げる事項について諮問を受けたときは、それぞれ当該事項を調査審議する部会の決議をもって協議会の決議とする。	8	協議会は、第1項の表右欄に掲げる事項について諮問を受けたときは、それぞれ当該事項を調査審議する部会の決議をもって協議会の決議とする。
(関係者の出席)		(関係者の出席)	
第7条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を		第7条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を	

改正後	改正前
求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

保健所における健康危機管理体制の強化について

【1】国における検討経過

《背景》

○地域保健を取り巻く環境に大きな変化

- ・人口構造の急激な変化（少子高齢化の進展に伴う要支援者の増加、人的資源の不足等）
- ・住民生活スタイルの多様化（単身世帯の増加、地域での孤立化、家族機能の低下、都市化の進展等）
- ・非感染性疾患の拡大（糖尿病、がん、慢性肺疾患、心脳血管疾患等）
- ・健康危機管理事案の変容（新型インフルエンザ、東日本大震災、広域散発食中毒事件の発生等）
- ・地域保健に関連する制度等の見直し（食育基本法、がん対策基本法、高齢者医療確保法）等

※近年発生した主な健康危機管理事案

- ・平成21年 新型インフルエンザのパンデミック
- ・平成23年 焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒
- ・平成24年 白菜浅漬による腸管出血性大腸菌食中毒
- ・平成26年～西アフリカにおけるエボラ出血熱
- ・平成26年 花火大会で起きた腸管出血性大腸菌食中毒
- ・平成26年 デング熱の国内感染事例
- ・平成27年 韓国におけるMERSのアウトブレイク

- 平成22年7月 「地域保健対策検討会」の立ち上げ
- 平成24年3月 「地域保健対策検討会報告書」

地域保健担当部門が取り組むべき5つの施策

- ①住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築
- ②医療や介護福祉等の関連施策連携を推進するための体制の強化
- ③健康危機管理体制の強化
- ④地域保健対策におけるPDCAサイクルの確立
- ⑤これからの地域保健基盤のあり方

- 平成24年7月 「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正（平成27年3月最終改正）

【2】本市における検討経過

- 平成24年度～ 地域保健対策のあり方の検討
- 平成26年度～
 - ・地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉施策の推進体制のあり方検討
 - ・地域包括ケアにおける機能の整理
- 平成27年度～ 地域保健対策業務執行体制の再構築に向けた庁内検討

【3】今後の方向性

《検討の視点》

- ①健康危機管理対策における専門性や機動性の強化
- ②市民サービスの向上を図ると共に、行政が直接実施する必要性が低くなった事務事業や効率化が見込まれる業務の見直し
- ③多職種連携や地域の実情に応じた取組等、地域包括ケアシステムの構築に資する取組みの推進

《今後の主な地域保健対策のあり方》

①健康危機管理体制の強化

広域的な健康危機事案に対し、情報を一元的に収集、分析し、的確な判断を行い、迅速に対応できる体制を確保する。
また、危機管理事象への対応などに高度な専門性が要求されるようになってきていることへの対応と有事における即応体制を確保する。
さらに、現在きめ細かく相談に応じ、対応していることにも十分留意する。

②総合的なケアマネジメント体制の確立

保健医療福祉サービスの高度・専門化、市民支援ニーズの複雑・多様化に対して、きめ細かく的確に対応する。

③相談支援体制の整備

福祉施策における対応と保健医療ニーズへの対応を一体的・包括的に実施する。

市民サービスをより向上させること、スムーズな移行を前提

新たな保健所体制の構築

市民の健康で安全な暮らしを守るために、平成28年4月に、次のとおり保健所組織を再編し、保健所機能を強化する。

①指揮命令系統の一元化

区域を越える新型インフルエンザや大規模食中毒等の健康危機事案の発生時に、迅速かつ的確な全市的な対応が可能となるよう、健康福祉局に保健所を設置し、1保健所・7支所体制に移行することにより、指揮命令系統の一元化を図る。

②地域に密着した保健サービスの提供

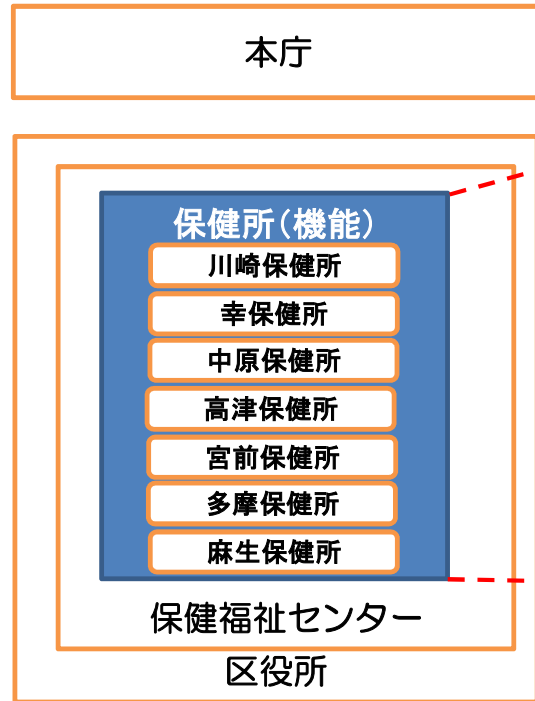
平時における保健所の業務については、各区にこれまでと同様の保健所機能を備えた支所を設置し、引続き地域に密着したきめ細かな対応を図る。

③専門的・技術的拠点

近年の科学技術の進展に伴い、保健所業務には高度な専門性が要求されていることや、健康危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができるよう、平時からの人材育成と企画・調整・指導・支援機能を確保し、専門的、技術的拠点として強化を図る。

組織の再編イメージ図

《現行の体制》



《今後の体制》



○保健所機能の強化
・危機管理体制の強化
・専門的・技術的拠点

○市民サービスの向上

○地域包括ケア体制の整備

再編による効果

執行体制を再編することにより、以下のとおり保健所機能の強化、市民サービスの向上、地域包括ケアシステムの推進等の効果が生じる。

■市民の健康で安全な暮らしを守るための保健所機能の強化

【感染症対策】

- 指揮命令系統の一元化による、輸入感染症等への迅速かつ的確な対応
- 新興・再興感染症等、感染症に関する健康危機事象に備え、多様な感染症対策の経験の蓄積や派遣研修等により、専門性の高い人材の育成に取組み、発生時における質の高い対応を確保

【食品の安全対策】

- 指揮命令系統の一元化による大規模中毒等への迅速かつ的確な対応
- 近年の大規模・広域化した食中毒事件の被害防止のため、専門性の高い人材の育成等に取組み、発生時における質の高い対応を確保

【予防接種業務】

- 予防接種の副反応や健康被害に関する相談などに適切に対応できる、専門性の高い職員の育成

【医務・薬務業務】

- 専門職による医務・薬務業務の知識や経験を集積し、監視指導も含めた業務についての柔軟な対応

■市民サービスの向上

- 一部の申請や届出等の窓口サービスの住所地、所在地以外の保健所支所での対応（犬の登録や、調理師・製菓衛生師、クリーニング師等の免許の各種申請等）
- 区において地域保健福祉課が所管している結核・性感染症対策と、衛生課で所管しているその他の感染症対応の業務を一元化し、多職種が緊密に連携し包括的に感染症対策を実施するなどより専門的、効果的な対応
- 区役所の予防接種業務を本庁保健所に集約し、入力業務の委託やコールセンターの設置
- 薬剤師等の専門的な知識を持った職員による、医務・薬務業務の実施

■地域包括ケア体制の整備

- 地域づくりや健康づくり、母子保健など市民の日常生活に密着した対人サービスについては、地域包括ケアシステム構築の取組みと合わせて、地域のニーズや実情に応じた取組みを推進
- 保健医療福祉サービスの高度・専門化、市民支援ニーズの複雑・多様化に対して、他職種連携による総合的なマネジメント体制を確立し、きめ細かく的確に対応
- 福祉施策における対応と保健医療ニーズへの対応を一体的・包括的に実施する相談支援体制の整備

新たな保健所体制のイメージ・役割分担

保健所本所と支所は、それぞれの役割分担と相互連携を図りながら、地域保健行政を総合的に推進する。

保健所機能

■保健所の業務（関連法令等）

- 【基本指針・設置根拠】
- 地域保健法
- 【対人保健】
- 健康増進法
- 感染症法
- 予防接種法
- 母子保健法
- 児童福祉法
- 障害者総合支援法 他
- 【対物保健】
- 食品衛生法
- 食品表示法
- 墓地埋葬法
- 旅館業法
- 興業場法
- 公衆浴場法
- 温泉法
- 理・美容師法
- 動物愛護法
- 狂犬病予防法
- ビル管法
- 水道法 他
- 【関連分野】
- 医療法
- 薬事法
- 医療従事者の身分法 他

本庁

健康福祉局

川崎市保健所（保健所本所）
（全市域をカバー）

■保健所本所の役割

—専門的・技術的拠点—

- 広域的、大規模な健康危機事象への対応
- 総合調整、企画調整、人材育成
- 支所への技術的支援・指導

平時

- 保健と福祉の一体的な市民サービスはこれまで同様提供
- 窓口サービスの拡充

健康危機事象発生時

- 指揮命令系統の一元化によって迅速で的確な対応
- 全市的・統一的な対応

保健所支所（担当区域をカバー）

区保健福祉センター

- 麻生支所
- 多摩支所
- 宮前支所
- 高津支所
- 中原支所
- 幸支所
- 川崎支所

■保健所支所の役割

—地域に密着したきめ細かな対応—

- 健康危機事象への初動対応
- 各種申請手続、相談等の窓口対応
- 地域の関係機関等との連携

【今後のスケジュール】

- 平成27年11月 健康福祉委員会に報告
- 平成27年12月 保健所条例、関連条例改正議案提出
- 平成28年1月 マニュアルの作成、関連規則、要綱等整備、
- ～3月 市民への周知等
- 平成28年4月 新体制への移行